

平成26年第6回国立大学法人旭川医科大学役員会議事要旨

1. 日 時 : 平成26年6月25日(水)午前9時00分～
2. 場 所 : 第二会議室
3. 出席者 : 吉田 晃敏学長, 松野 丈夫理事, 飯塚 一理事, 竹中 英泰理事
4. 陪席者 : 宮森 雅司監事, 高野 一夫監事, 久保事務局長, 太田学長政策推進室長, 社本監査室長, 萩総務部長, 千葉病院事務部長, 小出教務部長, 大石総務課長, 滝本企画評価課長, 伊藤会計課長, 西田学生支援課長

議事に先立ち、学長から、平成26年第5回役員会(平成26年5月14日開催)の議事要旨が諮られ、これが了承された。

議題

1. 大学機関別認証評価「自己評価書(案)」について

本件について、学長から発議があり、前回、平成19年度に受審した「大学機関別認証評価」については、平成26年度に受審し、6月中に自己評価書を提出する必要があることの説明があった。

次いで、点検評価室委員長の飯塚理事から資料1-1～3に基づき説明があり、審議の結果、原案のとおり了承された。

なお、学長から次のとおり付言があった。

審議した自己評価書について、字句の訂正など軽微な修正が生じた場合は、学長に一任願いたいこと。

今後、自己評価書を6月末までに「大学評価・学位授与機構」に提出し、11月20日、21日に訪問調査があり、平成27年1月下旬頃に、機構から評価結果(案)が示され、意見申立て期間を経て、平成27年3月下旬に評価結果が確定・公表される予定であること。

2. 平成25事業年度に係る業務の実績に関する報告書(案)について

本件について、学長から発議があり、次いで滝本企画広報評価課長から資料2に基づき説明の後、審議の結果、原案のとおり了承された。

なお、学長から次のとおり付言があった。

①本報告書は、昨日開催の経営協議会で了承されており、本日開催の教育研究評議会において審議され、6月30日(金)までに国立大学法人評価委員会へ提出すること。

②国立大学法人評価委員会によるヒアリングが、7月25日(金)に予定されていること。

③評価結果は、平成26年10月中旬に、通知・公表される予定であること。

3. 平成25事業年度決算について

本件について、平成26年5月14日開催の本役員会において、審議・了承を得て

いるところ、会計監査人の監査を受けて若干の修正があったため、改めて審議願う旨の説明があった。

次いで、伊藤会計課長から資料3に基づき、①損益計算書②貸借対照表③キャッシュ・フロー計算書④附属病院業務損益計算⑤財務指標についての説明の後、審議の結果、平成25事業年度決算が了承された。

4. 平成27年度概算要求について

本件について、学長から発議があり、次いで伊藤会計課長及び藤井施設課長から資料4-1~2に基づき次のとおり説明があった。

- ①基盤的設備等整備分については、教育設備3件、研究設備5件、医療機器設備5件、医療機械設備（長期借入金対象）15件を要求候補としていること。
- ②施設整備事業の一般事業では、2年計画のI期目として教育研究推進センターの増築を1件、改修を1件要求すること。また、新規に体育館天井耐震改修を1件要求すること。また、基幹・環境整備のボイラー設備及び共同溝配管の更新を1件要求すること。
- ③病院事業では、新規に病棟耐震改修を1件要求すること。
- ④営繕事業関係では、武道場天井耐震改修、臨床講義棟第二講義室天井改修を予定していること。

その後、審議の結果、原案のとおり了承された。

また、学長から各部署からの要求のあった事項は、全て取り込んでいることの説明があり、大学全体の要求順位や要求事項については、学長に一任願いたい旨付言があった。

5. 職員給与規程等の一部改正について

本件について、学長から発議があり、次のとおり説明があった。

- ①産科医等が減少する中、産科医等の待遇を改善し、産科医等の確保を図るため、分娩手当を平成23年11月1日から平成26年10月31日までの3年間支給することとしていること。
- ①分娩手当の継続については、この3年間の実績等を勘案して決定することとしていること。

次いで大石総務課長から資料5-1~2に基づき、分娩手当の実績及び職員給与規程等の一部改正案についての説明があった。

その後、審議の結果、給与規程の一部改正について原案のとおり了承された。

なお、平成29年10月31日までの3年間継続する旨学長から付言があった。

6. 国立大学法人旭川医科大学業務方法書の変更について

本件について、学長から発議があり、次いで萩総務部長から資料10に基づき次のとおり説明があった。

- ①平成26年4月16日付けで「政府調達に関する協定を改正する議定書」が、我が国において発効された、先行して発効する国の間では改正された議定書が適用となること。
- ②未発効の国との間では現行協定が適用となり、当面は現行協定及び改正された

- 議定書の両協定の遵守が必要となること。
- ③これにより、文部科学省から業務方法書の変更手続きをとる旨の指示があったこと。
- その後、審議の結果、業務方法書を変更し、文部科学大字に変更の許可を申請することが了承された。

報告事項

1. 学長報告

学長から、次のとおり報告があった。

(1) 診療従事等教員特別手当等の支給割合について

国家公務員の給与については、平成24年4月から平成26年3月までの2年間平均7.8%の削減が行われ、本学でも同様の改正を行っているが、人材確保及び勤労意欲の向上を図るために、減額分を補填する「特例減額補填手当」を独自に措置してきたこと。

昨年12月分から本年3月分までの減額分を、6月30日に支給することにより、終了となること。

この給与削減により、運営費交付金が今年度も減額されており、本学では減額分については病院収入で補うこと。

これまで、平成24年度から平成26年度まで、計9.3億円を病院収入で補ったこと。

6月30日に支給する「診療従事等教員特別手当」の支給割合については、資料6-1のとおり、その支給割合は、「本学の財政事情を考慮の上、支給の都度、学長が定める」こととなっており、診療報酬改定や消費税増税の影響で、病院収入が減少しているが、この度の支給割合は、昨年12月より20%増やし、70%とすること。

なお、資料6-2の「診療特別手当」は、医員及び初期臨床研修医に支給しており、従来どおり100%とすること。

(2) 平成26年度の会計監査人の選任について

平成26年度の本学の会計監査人について、資料7のとおり、文部科学大臣から、これまでと同じく、新日本有限責任監査法人を選任した旨の通知があったこと。

(3) 平成25年度寄附金（5%抛出活用分）の決算報告について

本学の教育研究及び診療の活性化を図るため、寄附金から抛出されている5%分についての、平成25年度の決算及び平成26年度の事業計画は、資料8のとおりであること。

次いで、伊藤会計課長から、資料8に基づき説明があった。

(4) 国立大学法人の機能強化等に関する意見交換について

5月21日に、文部科学省において、国立大学法人の機能強化等に関する意見交換を行ってきたこと。

次いで、久保事務局長から、資料9の概要について、説明があった。

引き続き、学長から次のとおり、付言があった。

- ①国立大学改革プランやミッションの再定義等を踏まえ、機能強化について、改革加速期間中に取組む改革構想や第3期中期目標期間を見据えた将来ビジョンについて、文部科学省へ説明し意見交換を行なったこと。
- ②議題となった事項は、人材育成機能の強化、年俸制の導入、中期目標・中期計画の展望、グローバル化・ガバナンス機能の強化であること。
- ③特に、年俸制の導入については、平成26年1月24日の閣議決定事項であり、文部科学省から本学に対して、教員の承継職員の1割ぐらいを目標と考えてほしい旨依頼があったこと。

次回の開催予定

次回役員会は、平成26年7月9日（水）午前9時00分から開催すること。